

れた算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち各道府県又は各市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「地方負担額」という。)等がある。

岩手県九戸郡野田村は、23、24両年度に東日本大震災復興交付金の交付を受けて、防災集団移転促進事業5事業を23年度から29年度までの間に実施していた。そして、総務省は、同事業に係る地方負担額等の復興事業等に必要な経費を算定するなどして、同村に対して、同期間に震災復興特別交付税計5,640,221,000円を交付していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、総務本省及び同村において、23年度から29年度までの間に交付された震災復興特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、同村は、前記の5,640,221,000円に係る算定資料等の作成に当たり、東日本大震災復興交付金による事業の完了実績報告書において防災集団移転促進事業に係る交付対象事業費から控除すべき額を控除せずに実績額の確定を受けていて、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同事業の地方負担額に係る震災復興特別交付税の適正な実績額に基づく精算が行われず、震災復興特別交付税11,777,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、地方負担額の算定の基礎となる防災集団移転促進事業に係る交付対象事業費の算定の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲370ページの国土交通省の項「交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの」参照)

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高度無線環境整備推進事業により整備された伝送用専用線設備の利用状況等について

(令和4年度決算検査報告68ページ参照)

1 本院が表示した意見

総務省は、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ることなどを目的として無線システム普及支援事業費等補助金を交付している。同補助金の交付対象事業には、無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を整備することを目的とする高度無線環境整備推進事業(以下「高度無

線事業]という。)がある。高度無線事業の補助の対象となる経費は、伝送用専用線設備の整備に要する経費に限られ、無線設備は、補助事業者の責任において設置することとされている。また、補助事業者は、事業終了後、交付申請時に設定した目標の達成状況等について評価(以下「事後評価」という。)を行うこととされている。しかし、事後評価の内容をみると、補助事業者がそれぞれの考え方にに基づき目標値として設定した無線局の数に対する達成状況の評価が行われていたものの、高度無線事業により整備された伝送用専用線設備そのものの利用状況の評価が行われるものとなっておらず、伝送用専用線設備が十分に活用されているか把握できない状況となっており、また、整備された伝送用専用線設備が十分に活用されていないものがあるにもかかわらず、これらの伝送用専用線設備を更に活用する方策を十分に検討するなどしていない事態が見受けられた。

したがって、総務大臣に対して令和5年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価を行う方法について検討した上で、利用状況の評価により十分に活用されているか把握できるようにすること

イ 十分に活用されていない伝送用専用線設備について、必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるように、更に活用する方策を検討すること

(注1) 無線局 「無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業実施マニュアル」において、無線局の種類として5G、LTE、Wi-Fi等が示されていて、その使用例として家庭内Wi-Fiを用いたインターネット接続、農業IoT、教育IoT、観光IoT、コワーキングスペース、スマートモビリティ、スマートホーム等が考えられるとされている。

(注2) 伝送用専用線設備 無線局の開設に必要な伝送路設備、伝送路設備と一体として設置される附属設備及びこれらの設備を設置するために必要な工作物

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 整備された伝送用専用線設備について、利用状況の評価を行う方法について検討した上で、5年10月に「無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業実施マニュアル」を改正して、事後評価の際に伝送用専用線設備の利用状況の評価も併せて行うことにより、その活用状況を把握できるようにした。

イ 十分に活用されていない伝送用専用線設備について、補助事業者が行っている取組の優良事例を分析するなどして、更に活用する方策を検討した。そして、6年7月に検討結果を取りまとめた提案書を作成し、これを活用して必要に応じて補助事業者に助言等を行うことができるようにした。